

世田谷区公報

目次

規 則

○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（81）	2
○世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則（82）	2
○世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則（83）	2
○世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則（84）	2

訓 令 甲

○世田谷区服務監察規程の一部改正（22）	2
○世田谷区総合支所処務規程の一部改正（23）	2
○世田谷区役所宿直規程の廃止（24）	2
○世田谷区公文書管理規程の一部改正（25）	3
○世田谷区職員服務規程の一部改正（26）	3
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正（27）	3

告 示

○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（618）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（619）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（620）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（621）	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（622）	3
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（623）	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示（624）	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示（625）	3
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（626）	3
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（627）	4
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（628）	4
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（629）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（630）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示（631）	4
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（632）	4

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（633）	4
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（634）	4
○令和8年第3回世田谷区議会定例会招集の告示（635）	4
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（636）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（637）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（638）	5
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（639）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（640）	5
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（641）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（642）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（643）	5
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（644）	5
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（645）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（646）	5
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（647）	6
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示（648）	6
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（649）	6
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（650）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（651）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（652）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（653）	6
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（654）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（655）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（656）	6
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（657）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（658）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（659）	7
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示（660）	7

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（661）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（662）	7
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（663）	7
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示（664）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（665）	7
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（666）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（667）	8
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（668）	8
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（669）	8
○建築計画概要書等閲覧場所の設置についての一部を改正する告示（670）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（671）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（672）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（673）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（674）	8
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（675）	8
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（676）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（677）	8
○世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価の改正の告示（678）	9
○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示（679）	10
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（680）	10
○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示（681）	10
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（682）	10
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立くぬぎ公園の区域変更の告示（683）	10
○地方自治法に基づく予算の公表（684）	10
公 告	
○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告（67）	10

○都市計画法に基づく都市計画変更
案縦覧の公告（68）…………… 11

○都市計画法に基づく都市計画変更
案縦覧の公告（69）…………… 11

○都市計画法に基づく都市計画決定
案縦覧の公告（70）…………… 11

○都市計画法に基づく都市計画変更
案縦覧の公告（71）…………… 11

○都市計画法に基づく都市計画変更
案縦覧の公告（72）…………… 11

○都市計画法に基づく開発行為に関
する工事の完了公告（73）…………… 12

○都市計画法に基づく開発行為に関
する工事の完了公告（74）…………… 12

○都市計画法に基づく開発行為に関
する工事の完了公告（75）…………… 12

○予防接種法及び予防接種法施行令
に基づく各種予防接種実施の公告
（76）…………… 12

規 則（教）

○世田谷区立郷土資料館館則の一部
を改正する規則（15）…………… 12

○幼稚園教育職員の給与に関する条
例施行規則の一部を改正する規則
（16）…………… 12

訓 令 甲（教）

○世田谷区教職員及び児童生徒表彰
規程の一部改正（7）…………… 12

○世田谷区教育委員会服務監察規程
の一部改正（8）…………… 12

告 示（選）

○公職選挙法に基づく選挙人名簿か
らの抹消の告示（27）…………… 12

○地方自治法、市町村の合併の特例
に関する法律及び地方教育行政の
組織及び運営に関する法律に基
づく令和 8 年 9 月 1 日調製の選挙人
名簿登録者総数の50分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び40万を超える数
に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万
に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合
算して得た数の告示（28）…………… 13

○公職選挙法に基づく選挙人名簿の
抄本及び在外選挙人名簿の抄本の
閲覧状況の告示（29）…………… 13

告 示（農）

○農業委員会等に関する法律に基
づく農業委員会総会の開催の告示
（9）…………… 13

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和 8 年 9 月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第81号
職員の給与に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

世田谷区規則第82号
世田谷区特別区税条例施行規則の一部を
改正する規則

世田谷区規則第83号
世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部
を改正する規則

世田谷区規則第84号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一
部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の
一部を改正する規則
職員の給与に関する条例施行規則（昭和
38年 7 月世田谷区規則第10号）の一部を次
のように改正する。
第 5 条第 2 項第 1 号中「以上」の次に「（満
18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満
22歳に達する日以後の最初の 3 月31日まで
の間にある者）にあっては、年額1,500,000円
以上）」を加える。
附 則
1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施
行する。
2 令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31
日までの間におけるこの規則による改正
後の第 5 条第 2 項第 1 号の規定の適用に
ついては、同号中「にある者」とあるの
は、「にある者（職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例（令和 6 年11月世
田谷区条例第51号）附則第 8 項に規定す
る配偶者等を除く。）」とする。

世田谷区特別区税条例施行規則の一
部を改正する規則
世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40
年 3 月世田谷区規則第15号）の一部を次の
ように改正する。
第 6 条の 2 第 4 項ただし書中「同条第 6
項」を「同条第 7 項」に改める。
第 7 条の表以外の部分中「申告書及び申
請書」を「申請書及び証明書」に改め、同
条の表申告書等の種類の項中「申告書等」
を「申請書等」に改める。
第 7 号の 4 様式を次のように改める。
様式省略
第26号様式の(2)中「第463条の27」を「第
460条」に改める。
附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。
ただし、第 6 条の 2 第 4 項ただし書の改
正規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行す
る。
2 この規則の施行の際、現にこの規則に
よる改正前の第 7 号の 4 様式の規定に基
づき作成され、交付されている原動機付
自転車・小型特殊自動車標識交付証明書
は、この規則による改正後の第 7 号の 4
様式の規定に基づき作成され、交付され
ている原動機付自転車・小型特殊自動車
標識交付証明書とみなす。

世田谷区学童クラブ条例施行規則の一
部を改正する規則
世田谷区学童クラブ条例施行規則（平成
25年 2 月世田谷区規則第 4 号）の一部を次
のように改正する。
第 1 号様式を次のように改める。
様式省略
附 則
1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施
行する。
2 この規則の施行の際、この規則による
改正前の第 1 号様式の規定に基づき作成

された様式の用紙で現に残存するものは、
当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立身近な広場条例施行規則
の一部を改正する規則
世田谷区立身近な広場条例施行規則（平
成 7 年 3 月世田谷区規則第46号）の一部を
次のように改正する。
別表第 1 の 2 の部世田谷区立豪徳寺東辻
広場の項の次に次のように加える。

世田谷区立桜上水 農業広場	東京都世田谷区桜上 水二丁目12番11号
------------------	-------------------------

別表第 1 の 5 の部世田谷区立北島山七丁
目広場の項の次に次のように加える。

世田谷区立北島山 七丁目緑地広場	東京都世田谷区北島 山七丁目12番20号
---------------------	-------------------------

附 則
この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行
する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第22号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区服務監察規程（平成12年 3 月世
田谷区訓令甲第15号）の一部を次のように
改正する。
令和 8 年 9 月24日
世田谷区長 保 坂 展 人
第 4 条第 5 号中「第243条の 2 の 8 」を「第
243条の 2 の 9 」に改める。

◎世田谷区訓令甲第23号

庁	中	一	般
総	合	支	所

世田谷区総合支所処務規程（平成11年 3
月世田谷区訓令甲第 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。
令和 8 年 9 月29日
世田谷区長 保 坂 展 人
第16条を削る。
附 則
この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行
する。

◎世田谷区訓令甲第24号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区役所宿直規程（昭和23年 2 月世
田谷区訓令甲第 2 号）は、廃止する。
令和 8 年 9 月29日
世田谷区長 保 坂 展 人
附 則
この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行

する。

◎世田谷区訓令甲第25号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区公文書管理規程（令和 2 年 4 月世田谷区訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月29日

世田谷区長 保 坂 展 人

第14条中「宿直員が受領し、当該文書の」を「その受領を受託した者がこれを」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第26号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区職員服務規程（昭和47年 5 月世田谷区訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月29日

世田谷区長 保 坂 展 人

第 9 条第 2 号中「宿直員等」を「執務時間外における庁舎の管理業務を行う者（以下「管理員等」という。）」に改める。

第10条中「宿直員等」を「管理員等」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第27号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年 4 月世田谷区訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月29日

世田谷区長 保 坂 展 人

別表総務部総務課の部を削り、同表小学校又は中学校の部小学校又は中学校に勤務する作業Ⅰ、用務又は学童擁護の項中「作業Ⅰ」を「土木作業」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

告 示**◎世田谷区告示第618号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19

条の 9 第 1 項及び第59条の 4 第 1 項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第 1 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第619号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第 1 項及び第59条の 4 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第 1 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第620号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の 4 第 1 項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第 2 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第621号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第 3 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第622号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の15第 1 項及び第59条の 4 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の 5 の25第 1 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 事業所の名称 | なないろのわ |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区船橋三丁目26番11号 |
| 3 申請者の名称 | 一般社団法人スペサポ |
| 4 指定年月日 | 令和 8 年 9 月 1 日 |
| 5 障害児通所支援の種類 | 児童発達支援・放課後等デイサービス |

◎世田谷区告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 2 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定番号 | 48-18 |
| 2 変更の区間 | 世田谷区北烏山七丁目2224番32 |
| 3 変更の区域 | 延長 10.00メートル
幅員 0.75メートル
面積 7.52平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和 8 年 9 月 2 日 |

◎世田谷区告示第624号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 2 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 事業所の名称 | ケアステーションすずらん梅丘 |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区梅丘一丁目59番9号第2ツノダビル2階 |
| 3 事業者の名称 | 株式会社すずらん |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和 8 年 8 月 5 日 |
| 5 サービスの種類 | 居宅介護支援 |

◎世田谷区告示第625号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 2 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 事業所の名称 | ケアステーションすずらん祖師谷大蔵 |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区祖師谷三丁目7番9号 |
| 3 事業者の名称 | 株式会社すずらん |
| 4 廃止届受理年月日 | 令和 8 年 8 月 5 日 |
| 5 サービスの種類 | 居宅介護支援 |

◎世田谷区告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | |
|--------|------|
| 1 認定番号 | 36-5 |
|--------|------|

世 田 谷 区 公 報

2 変更の区間 世田谷区松原二丁目730番41の内 3 変更の区域 面 積 2.12平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 3 日	面 積 15.09平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 3 日	道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区奥沢一丁目130番16 3 変更の区域 延 長 5.74メートル 幅 員 0.22メートルから 0.25メートルまで 面 積 1.36平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 3 日
◎世田谷区告示第627号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 21－D006－07 2 変更の区間 世田谷区松原二丁目730番41の内 3 変更の区域 延 長 19.24メートル 幅 員 0.56メートルから 0.59メートルまで 面 積 11.09平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 3 日	◎世田谷区告示第630号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33－G019 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区奥沢三丁目268番17 地先無番から267番 1 地先無番まで （新）世田谷区奥沢三丁目268番17 地先無番から268番 8 地先無番まで 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月 3 日	◎世田谷区告示第634号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 4 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定変更番号 第2975号 2 指定変更年月日 令和 8 年 9 月 3 日 3 指定変更の位置 東京都世田谷区成城四丁目584番 3 の一部、587番 9 の一部 4 道路の幅員 4.50メートル 5 道路の延長 19.96メートル 6 申請者氏名 株式会社ライズウェル 代表取締役 渡邊 裕
◎世田谷区告示第628号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区若林三丁目173番17 3 変更の区域 延 長 11.74メートル 幅 員 0.71メートルから 0.79メートルまで 面 積 8.85平方メートル	◎世田谷区告示第631号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33－G019－01 2 指定する起終点 世田谷区奥沢三丁目267番 1 地先無番 3 用途 区管理道路	◎世田谷区告示第635号 令和 8 年 第 3 回世田谷区議会定例会を下記により招集する。 令和 8 年 9 月 7 日 世田谷区長 保 坂 展 人 記 1 招集する年月日 令和 8 年 9 月 15日（火）午後 1 時 2 招 集 す る 場 所 世田谷区議会 議場
◎世田谷区告示第629号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目267番 3 地先無番 3 変更の区域 延 長 16.75メートル 幅 員 0.90メートル	◎世田谷区告示第632号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区給田四丁目183番 5 3 変更の区域 延 長 9.32メートル 幅 員 1.03メートルから 1.06メートルまで 面 積 9.79平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 3 日	◎世田谷区告示第636号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 8 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 8 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区赤堤一丁目149番40の内
◎世田谷区告示第633号		

3 変更の区域 延 長 6.00メートル 幅 員 0.20メートル 面 積 1.23平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 8 日 ◎世田谷区告示第637号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 8 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 8 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 22－D344－04 2 変更の区間 世田谷区赤堤一丁目149番40の内 3 変更の区域 延 長 13.16メートル 幅 員 0.26メートルから 0.34メートルまで 面 積 4.21平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 8 日 ◎世田谷区告示第638号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 8 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 8 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区豪徳寺一丁目2004番60の内 3 変更の区域 延 長 9.09メートル 幅 員 0.13メートルから 0.14メートルまで 面 積 1.28平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 8 日 ◎世田谷区告示第639号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 8 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定変更番号 第2974号 2 指定変更年月日 令和 8 年 9 月 7 日 3 指定変更の位置 世田谷区桜一丁目703番12の一部、703番14の一部 4 道路の幅員 4.00メートル	5 道路の延長 2.59メートル 6 申請者氏名 江口 誠亮 ◎世田谷区告示第640号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 9 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 9 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区奥沢三丁目289番 7 地先無番 3 変更の区域 延 長 6.52メートル 幅 員 0.54メートル 面 積 3.56平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 9 日 ◎世田谷区告示第641号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 9 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 9 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33－G024 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区奥沢三丁目289番 2 地先無番から289番 7 地先無番まで （新）世田谷区奥沢三丁目289番 2 地先無番から289番 3 地先無番まで 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月 9 日 ◎世田谷区告示第642号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月 9 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月 9 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区等々力八丁目81番54 3 変更の区域 面 積 1.58平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 9 日 ◎世田谷区告示第643号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第	1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月11日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区喜多見四丁目3397番 1 地先無番 3 変更の区域 延 長 22.55メートル 幅 員 1.63メートル 面 積 36.99平方メートル ◎世田谷区告示第644号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月15日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 42－Z027 2 区間 世田谷区給田二丁目653番 3 地先無番から653番 1 地先無番まで 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月15日 ◎世田谷区告示第645号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月15日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 42－Z142 2 区間 世田谷区給田二丁目653番 3 地先無番から653番11地先無番まで 3 用途 区管理水路 ◎世田谷区告示第646号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月15日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区域 世田谷区上祖師谷二丁目410番20
--	--	---

世 田 谷 区 公 報

3 変更の区域 延 長 7.75メートル 幅 員 0.57メートルから 0.69メートルまで 面 積 5.08平方メートル ◎世田谷区告示第647号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 9 月15日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略 ◎世田谷区告示第648号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第 65号）第30条の11第 1 項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和 8 年 9 月16日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略 ◎世田谷区告示第649号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14 年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 42－Z138 2 区間 世田谷区上祖師谷六丁目841番 7 地先無番から841番 1 地先無番まで 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月17日 ◎世田谷区告示第650号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14 年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 42－Z141 2 区間 世田谷区上祖師谷六丁目841番 7 地先無番から832番14地先無番まで 3 用途 区管理水路 ◎世田谷区告示第651号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から	15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－ 1 2 変更の区間 杉並区上高井戸三丁目491番36の 内 3 変更の区域 延 長 6.36メートル 幅 員 0.14メートルから 0.16メートルまで 面 積 0.95平方メートル ◎世田谷区告示第652号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 40－ 1 2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目321番 1 の 内から320番 1 の内まで 3 変更の区域 延 長 32.47メートル 幅 員 0.18メートルから 0.24メートルまで 面 積 7.16平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日 ◎世田谷区告示第653号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 58－ 1 2 変更の区間 世田谷区八幡山二丁目36番27 3 変更の区域 延 長 17.30メートル 幅 員 0.27メートル 面 積 4.71平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日 ◎世田谷区告示第654号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人	1 認定番号 54－ 7 2 供用開始の区間 世田谷区若林四丁目260番15から260番16まで 3 供用開始の区域 延 長 6.34メートル 幅 員 0.93メートルから 1.02メートルまで 面 積 6.31平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日 ◎世田谷区告示第655号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－ 1 2 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目857番72の内 3 変更の区域 延 長 6.96メートル 幅 員 0.60メートルから 0.61メートルまで 面 積 4.27平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日 ◎世田谷区告示第656号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－ 1 2 変更の区間 世田谷区玉川四丁目1702番 2 の内 3 変更の区域 延 長 9.11メートル 幅 員 0.18メートル 面 積 1.65平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日 ◎世田谷区告示第657号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14 年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号
--	---	--

23-D048-10 2 変更の区間 世田谷区経堂二丁目412番6の内 から419番9の内まで 3 変更の区域 延 長 13.85メートル 幅 員 0.50メートルから 0.51メートルまで 面 積 7.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日	項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 (1) 21-G191 (2) 21-G194 2 変更の区間 (1) 世田谷区松原五丁目447番7から447番5まで (2) 世田谷区松原五丁目447番6 3 変更の区域 (1) 延 長 19.52メートル 幅 員 0.62メートルから 0.65メートルまで 面 積 13.32平方メートル (2) 延 長 30.83メートル 幅 員 1.45メートルから 2.02メートルまで 面 積 57.88平方メートル	◎世田谷区告示第663号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33-G037 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区奥沢六丁目53番16地先無番から53番 3 地先無番まで (新) 世田谷区奥沢六丁目53番16地先無番 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月24日
◎世田谷区告示第658号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区南鳥山一丁目191番22の内 3 変更の区域 延 長 9.23メートル 幅 員 0.42メートルから 0.51メートルまで 面 積 4.34平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日	◎世田谷区告示第661号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28-1 2 供用開始の区間 世田谷区上祖師谷二丁目382番88 3 供用開始の区域 延 長 6.98メートル 幅 員 0.24メートル 面 積 1.72平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月24日	◎世田谷区告示第664号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 33-G037-02 2 指定する起終点 世田谷区奥沢六丁目53番 2 地先無番から53番 3 地先無番まで 3 用途 区管理道路
◎世田谷区告示第659号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月17日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 40-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区八幡山三丁目175番50の内から175番51まで (2) 世田谷区八幡山三丁目175番50の内 3 変更の区域 (1) 延 長 48.99メートル 幅 員 0.98メートルから 1.14メートルまで 面 積 57.49平方メートル (2) 延 長 23.48メートル 幅 員 0.98メートルから 1.02メートルまで 面 積 23.58平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月17日	◎世田谷区告示第662号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 40-1 2 変更の区間 世田谷区奥沢六丁目53番18地先無番 3 変更の区域 延 長 8.76メートル 幅 員 1.45メートルから 1.46メートルまで 面 積 12.80平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月24日	◎世田谷区告示第665号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月25日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 55-13 2 変更の区間 世田谷区八幡山三丁目229番 5 3 変更の区域 延 長 9.88メートル 幅 員 0.95メートルから 0.97メートルまで 面 積 9.53平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月25日
◎世田谷区告示第660号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2		◎世田谷区告示第666号 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第 1 号の規定により告示する。 令和 8 年 9 月25日 世田谷区長 保 坂 展 人

世 田 谷 区 公 報

1 事業所の名称 中町介護保険サービス 2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町三丁目29番2号 3 事業者の名称 社会福祉法人古木会 4 指定年月日 令和 8 年10月 1 日 5 サービスの種類 居宅介護支援	番33号」を「東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号」に改める。 ◎世田谷区告示第671号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月29日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定番号 45－G150 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区大蔵六丁目62番 1 地 先無番から65番 4 地先無番まで （新）世田谷区大蔵六丁目5000番22 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月29日	令和 8 年 9 月29日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 （1） 45－Z330 （2） 45－Z331 （3） 45－Z332 2 区間 （1） 世田谷区大蔵六丁目5000番21の内 （2） 世田谷区大蔵六丁目5000番42 （3） 世田谷区大蔵六丁目5000番40 3 用途 区管理水路
◎世田谷区告示第667号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月28日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区宮坂三丁目2324番23から2324番16の内まで 3 変更の区域 延 長 4.55メートル 幅 員 0.58メートル 面 積 2.67平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月28日	◎世田谷区告示第672号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月29日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 45－Z324 2 区間 世田谷区大蔵六丁目5000番20の内 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月29日	◎世田谷区告示第675号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月29日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 （1） 28－1 （2） 28－1 2 変更の区間 （1） 世田谷区鎌田二丁目247番 7 の内 （2） 世田谷区鎌田二丁目247番11の内から247番 9 の内まで 3 変更の区域 （1） 延 長 1.87メートル 幅 員 0.00メートルから 0.01メートルまで 面 積 0.01平方メートル （2） 延 長 3.28メートル 幅 員 0.10メートルから 0.12メートルまで 面 積 0.36平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月29日
◎世田谷区告示第668号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月28日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区間 杉並区上高井戸三丁目322番 9 の内 3 変更の区域 延 長 10.68メートル 幅 員 0.22メートルから 0.23メートルまで 面 積 2.39平方メートル	◎世田谷区告示第673号 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月29日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 番号 45－Z109 2 区間 世田谷区大蔵六丁目65番 5 地先無番から64番 1 地先無番まで 3 廃止の期日 令和 8 年 9 月29日	◎世田谷区告示第676号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 9 月29日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 33－16 2 変更の区間 世田谷区下馬三丁目46番34の内 3 変更の区域 延 長 19.08メートル 幅 員 0.18メートルから 0.23メートルまで 面 積 3.95平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 9 月29日
◎世田谷区告示第669号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 9 月28日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略	◎世田谷区告示第674号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 7 条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和 8 年 9 月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。	◎世田谷区告示第677号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、区管理道路線の一部を
◎世田谷区告示第670号 建築計画概要書等閲覧場所の設置について（平成28年 4 月 1 日世田谷区告示第265号）の一部を次のように改正する。 令和 8 年 9 月28日 世田谷区長 保 坂 展 人 本則中「東京都世田谷区世田谷四丁目22		

次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年9月29日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 22－G252 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区上北沢二丁目911番地先無番から921番地先無番まで	(新) 世田谷区上北沢二丁目911番地先無番から918番地先無番まで 3 廃止の期日 令和8年9月29日 ◎世田谷区告示第678号 道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について 令和8年9月30日 世田谷区長 保坂展人 世田谷区道路占用規則（昭和52年10月世	田谷区規則第38号）第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和7年9月30日世田谷区告示第592号）の全部を次のように改正する。 ただし、令和8年9月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。 附 則 この告示は、令和8年10月1日から施行する。
--	--	--

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和8年10月）

上段＝昼間 下段＝夜間

歩車道別	工 種		単位	道路掘削復旧工事監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)			
				A	B	C	A	B	C	
車道	1	砂利道	12型	㎡	190	140	130	3,829	2,793	2,618
					270	190	180	5,302	3,884	3,622
車道	2	アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,870	1,370	610	37,429	27,404	12,240
					2,460	1,800	690	49,233	36,065	13,822
車道	3	アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	3,500	2,560	910	69,905	51,196	18,251
					4,720	3,460	1,030	94,385	69,120	20,531
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	4,530	3,320	1,250	90,589	66,349	24,949
					6,100	4,470	1,420	122,084	89,411	28,451
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	5,690	4,170	1,740	113,858	83,389	34,789
					7,580	5,550	1,980	151,571	111,011	39,567
車道	6	アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	6,560	4,800	2,020	131,182	96,087	40,364
					8,620	6,320	2,220	172,473	126,316	44,476
車道	7	アスファルトコンクリート舗装（透水性）	20型	㎡	2,270	1,810	580	45,488	36,189	11,535
					3,140	2,460	670	62,873	49,299	13,448
車道	8	アスファルトコンクリート舗装（透水性）	25型	㎡	3,160	2,520	890	63,268	50,325	17,882
					4,290	3,360	1,010	85,819	67,293	20,227
車道	9	アスファルトコンクリート舗装（透水性）	35型	㎡	3,860	3,070	1,170	77,107	61,331	23,398
					5,220	4,100	1,340	104,469	81,913	26,809
車道	10	インターロッキングブロック舗装		㎡	4,030	3,110	2,760	80,538	62,209	55,274
					5,030	3,840	3,410	100,685	76,844	68,176
車道	11	タイル舗装		㎡	4,400	3,040	同左	88,009	60,746	同左
					5,880	3,870	同左	117,528	77,392	同左
歩道	12	アスファルトコンクリート舗装		㎡	1,210	890	同左	24,164	17,705	同左
					1,600	1,170	同左	32,029	23,444	同左
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装（透水性）		㎡	2,020	1,480	同左	40,473	29,651	同左
					2,710	1,980	同左	54,131	39,644	同左
歩道	14	コンクリート平板舗装		㎡	2,780	2,040	同左	55,582	40,702	同左
					3,390	2,490	同左	67,876	49,702	同左
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装		㎡	2,540	1,770	同左	50,771	35,422	同左
					3,140	2,200	同左	62,858	44,018	同左
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装（透水性）		㎡	3,110	2,190	同左	62,160	43,767	同左
					3,880	2,740	同左	77,629	54,829	同左
歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部		㎡	4,140	2,940	同左	82,822	58,822	同左
					5,380	3,830	同左	107,542	76,658	同左
歩道	18	歩道タイル舗装		㎡	4,500	3,470	同左	90,091	69,438	同左
					5,320	4,030	同左	106,490	80,527	同左
歩道	19	歩道乗入れ舗装（セメコン）	30型	㎡	3,830	2,800	同左	76,571	56,073	同左
					5,400	3,950	同左	107,967	79,069	同左
歩道	20	歩道乗入れ舗装（セメコン）	40型	㎡	4,700	3,450	同左	94,080	68,902	同左
					6,600	4,840	同左	132,065	96,720	同左
歩道	21	歩道乗入れ舗装（アスコン）	35型	㎡	3,770	2,760	同左	75,425	55,233	同左
					5,090	3,730	同左	101,869	74,607	同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装（アスコン）	50型	㎡	5,430	3,980	同左	108,589	79,527	同左
					7,200	5,270	同左	143,902	105,393	同左
その他	23	街きょ		m	5,940	4,350	3,400	118,811	87,011	68,062
					7,370	5,400	4,050	147,338	107,902	80,945
その他	24	L形側溝		m	3,710	2,720	同左	74,247	54,371	同左
					5,020	3,680	同左	100,418	73,538	同左
その他	25	U形側溝		m	3,710	2,720	同左	74,247	54,371	同左
					5,020	3,680	同左	100,418	73,538	同左

その他	26	歩道止石	m	2,370 3,290	1,740 2,410	同左 同左	47,465 65,891	34,767 48,251	同左 同左
その他	27	境石	m	1,620 2,280	1,190 1,670	同左 同左	32,487 45,589	23,782 33,382	同左 同左
その他	28	区画線 幅15cm	m	70 80	50 60	同左 同左	1,331 1,680	971 1,222	同左 同左
その他	29	舗装切断 厚さ15cm以下	m	120 150	90 120	同左 同左	2,360 3,065	1,870 2,400	同左 同左
その他	30	舗装切断 厚さ15cmを超え30cm以下	m	250 300	200 240	同左 同左	4,957 6,089	3,930 4,774	同左 同左
その他	31	公共基準点復旧 2 級点 （測量費）	個	26,900 26,900	同左 同左	同左 同左	538,066 538,066	同左 同左	同左 同左
その他	32	公共基準点復旧 3 級点 （測量費）	個	10,510 10,510	同左 同左	同左 同左	210,169 210,169	同左 同左	同左 同左

- 1 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難しいものについては別途算出した単価による。
- A 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの
- B 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの
- C 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの
- 2 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の 2 分の 1 とする。
- 3 本表は令和 8 年10月 1 日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

◎世田谷区告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
R 8 - 2
- 認定する起終点
世田谷区桜上水二丁目231番 4 から233番 8 まで
- 道路の延長
79.17メートル
- 道路の幅員
5.00メートル
- 道路の面積
405.53平方メートル
- 供用開始の期日
令和 8 年 9 月30日

◎世田谷区告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
28 - 1
- 変更の区間
世田谷区桜上水二丁目233番 3
- 変更の区域
延 長 33.28メートル
幅 員 1.43メートル
面 積 47.61平方メートル
- 供用開始の期日
令和 8 年 9 月30日

◎世田谷区告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
R 8 - 3
- 認定する起終点
世田谷区給田五丁目12番55から12番57まで
- 道路の延長
42.08メートル
- 道路の幅員
6.00メートルから6.01メートルまで
- 道路の面積
255.30平方メートル
- 供用開始の期日
令和 8 年 9 月30日

◎世田谷区告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号
3 - 9
- 変更の区間
世田谷区給田五丁目12番 3
- 変更の区域
延 長 9.38メートル
幅 員 1.73メートルから
1.78メートルまで
面 積 16.70平方メートル
- 供用開始の期日
令和 8 年 9 月30日

◎世田谷区告示第683号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年 4 月世田谷区条例第 4 号）第 2 条の 2 の規定に基づき告示する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 名 称
世田谷区立くぬぎ公園
- 位 置
東京都世田谷区世田谷四丁目17番14号
- 区 域
別紙案内図のとおり
- 変 更 の 期 日
令和 8 年 9 月30日

別紙省略

◎世田谷区告示第684号

令和 8 年 9 月29日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算（第 3 次）
- 令和 8 年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 次）
- 令和 8 年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 次）
- 令和 8 年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第 1 次）

別添省略

公 告

◎世田谷区公告第67号

世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第 1 項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 地区街づくり計画の名称 千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画 2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区南烏山二丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、上祖師谷一丁目、粕谷四丁目、給田二丁目及び給田三丁目各案内 3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課 4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和 8 年 9 月 3 日から同年同月 17 日まで 5 意見書の提出先 世田谷区烏山総合支所街づくり課	び世田谷区烏山総合支所街づくり課 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 3 日から同月 17 日まで 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	令和 8 年 9 月 3 日から同月 17 日まで 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課
◎世田谷区公告第68号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 都市計画の種類 東京都市計画生産緑地地区 2 都市計画を定める土地の区域 削除する部分 世田谷区松原四丁目、中町四丁目、用賀一丁目、千歳台二丁目、岡本二丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷四丁目、上祖師谷七丁目、粕谷二丁目、南烏山一丁目、成城四丁目、上祖師谷六丁目、千歳台一丁目、用賀一丁目及び祖師谷六丁目各案内 追加する部分 世田谷区等々力二丁目、等々力四丁目、等々力七丁目、大蔵六丁目、大蔵一丁目、八幡山三丁目及び祖師谷二丁目各案内 削除して追加する部分 世田谷区宇奈根三丁目地内 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課	◎世田谷区公告第69号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 都市計画の種類 東京都市計画公園 世田谷第2・2・75号北烏山えのき公園 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区北烏山九丁目地内 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 3 日から同月 17 日まで 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課	◎世田谷区公告第71号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 都市計画の種類 東京都市計画高度利用地区 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区南烏山五丁目地内 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 3 日から同月 17 日まで 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課
	◎世田谷区公告第70号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 都市計画の種類 東京都市計画第一種市街地再開発事業 千歳烏山駅前広場南側地区第一種市街地再開発事業 2 都市計画を定める土地の区域 世田谷区南烏山五丁目地内 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課 4 縦覧期間	◎世田谷区公告第72号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。 令和 8 年 9 月 3 日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 都市計画の種類 東京都市計画地区計画千歳烏山駅周辺地区地区計画 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 世田谷区南烏山四丁目、南烏山五丁目及び南烏山六丁目各案内 3 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課 4 縦覧期間 令和 8 年 9 月 3 日から同月 17 日まで

5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第73号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 9 月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者 の住所及び氏名
東京都世田谷区 上祖師谷七丁目 971番 1 971番19 971番27 971番28 971番29 971番30	東京都港区 芝浦一丁目1番1号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾 大作

◎世田谷区公告第74号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 9 月15日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者 の住所及び氏名
東京都世田谷区 岡本三丁目 388番 1 388番 4 388番 5 388番 6 388番 7 388番 8 388番 9 388番10 388番11	東京都杉並区 荻窪五丁目11番17号 株式会社アイム・ユ ニバース 代表取締役 藍川 眞樹

◎世田谷区公告第75号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8 年 9 月25日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者 の住所及び氏名
東京都世田谷区 上祖師谷六丁目 2005番 8	東京都武蔵野市 境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

◎世田谷区公告第76号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5

条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者、
予防接種を行う期間及び予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり
- 2 予防接種を行う場所
別紙のとおり

別紙省略

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和 8 年 9 月25日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第15号

世田谷区立郷土資料館館則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第16号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立郷土資料館館則の一部を改正する規則

世田谷区立郷土資料館館則（昭和39年7月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第8条に次の1項を加える。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

2 令和 8 年11月24日に委嘱する委員の任期は、第8条第2項本文の規定にかかわらず、令和10年 5 月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年 3 月世田谷区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者）にあっては、年額1,500,000円以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間におけるこの規則による改正後の第7条第2項第1号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるの

は、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年11月世田谷区条例第52号）附則第8項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）とする。

訓 令 甲（教）

◎世田谷区教育委員会訓令甲第7号

教育委員会事務局

世田谷区立小学校

世田谷区立中学校

世田谷区立幼稚園

世田谷区教職員及び児童生徒表彰規程（昭和31年10月世田谷区教育委員会訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日

世田谷区教育委員会

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 会長は、必要に応じ、委員に映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を使用して会議に参加することを認めることができる。

2 委員は、オンライン会議システムを使用して会議に参加しようとするときは、会長に事前にその旨を届け出なければならない。

3 オンライン会議システムを使用して会議に参加している委員において、その映像又は音声の送受信に障害が生じたときは、会長は、退席したものとして取り扱うこととする。この場合において、当該委員のオンライン会議システムに係る映像及び音声の送受信が復旧したときは、会長は、会議の進行状況を踏まえ、再度の参加を認めることとする。

4 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第8号

教育委員会事務局

教育機関

世田谷区教育委員会服務監察規程（令和 5 年 3 月世田谷区教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月24日

世田谷区教育委員会

第4条第5号中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第11項並びに第 5 条第 1 項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定における令和 8 年 9 月 1 日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の 1 の数、 6 分の 1 の数及び40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日
世田谷区選挙管理委員会

50分の 1 の数15,629

6 分の 1 の数130,241

40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数196,907

◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の 4 第 7 項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 1 日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第 9 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1 項の規定に基づき、第 2 回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和 8 年 9 月24日
世田谷区農業委員会会長
穴 戸 幸 男

1 開催日時令和 8 年 9 月30日（水）
午後 4 時

2 開催場所三茶しゃれなあどホール
5 階 オリオン

3 審議事項

(1) 第 1 号議案農地法に基づく許可申請について

(2) 第 2 号議案農地法に基づく転用届出について

(3) 第 3 号議案その他の事項について